地域再生計画

１　地域再生計画の名称

ふじのくに移住・就業、起業支援事業計画

２　地域再生計画の作成主体の名称

静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町

３　地域再生計画の区域

静岡県の全域

４　地域再生計画の目標

静岡県の推計人口は365万5千人余り(2018年12月1日現在)で、１年間に約1万7千人、10年間では約14万人が減少している。また、直近5年で毎年5千人を超えている東京圏への転出超過により労働力人口は減少し、有効求人倍率は1.64（2018年11月分）と全国値を21か月連続で上回る状況となっていることなどから、中小企業等への就業者など地域の担い手不足が喫緊の課題となっている。このため、行政と産業界が一体となった中小企業等の魅力の発信や、社会的課題を解決する起業への支援、移住に伴う経済負担の軽減策により、東京圏からのUIJターンによる就業・起業者等の創出を図り、「静岡で働きたい、静岡に住みたい」と思えるような地域を目指す。

なお、上記課題のほか、起業支援事業により実現したい地域の将来像及び課題については以下のとおりである。

（１）超高齢化社会に対応した仕組みづくり

2000年に17.7%であった本県の高齢化率は、2030年には32.9%と推計されるなど、今後、医療･介護に係る負担の増大や従事者の不足、高齢者世帯の増加が想定される。安心して暮らし続けられる地域社会の実現のためには、健康寿命の延伸と共に、医療･介護サービスの提供体制の充実などが課題である。

（２）地震･津波などの災害への万全の対応

人口減少に歯止めをかけ、経済発展を実現するためには、本県が「安全･安心」な地域であることが不可欠である。南海トラフ沿いの大規模地震の切迫性が一段と増す中、災害による被害を最小限に抑えるため、更なる防災･減災対策が課題である。

（３）時代の変化に適応した地域づくり

本県での外国人宿泊者数は、2016年には157万人と5年前の5倍近くに急増している。今後開催されるラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック･パラリンピックなどを契機とした国際交流人口の拡大を、本県の魅力向上・地域経済の活性化に確実につなげるために、外国人観光客の受入態勢の強化が課題である。

また、伊豆中南部地域など、人口減少や高齢化が急速に進む地域では、防犯、消防等の地域活動の担い手減少や公共交通機関の撤退等、生活のさまざまな面での影響が懸念される。豊かな生活環境の整備や、多様化する人々の暮らし方のニーズに対応したライフスタイルが実現できる環境等、魅力を備えた地域づくりのためには、豊かな自然、温泉、食材等の地域資源を活かした産業の振興、都市部との交流拡大等が課題である。

【数値目標】

ＫＰＩ	事業開始前 （現時点）	2019年度増加分	2020年度増加分
本移住支援事業に基づく移住就業者数（人）	0	447	447
本移住支援事業に基づく移住起業者数（人）	0	3	3
本起業支援事業に基づく起業者数（人）	0	30	45
マッチングサイトに新たに掲載された求人数（件）	0	894	894
本移住支援事業に基づく18歳未満の世帯員を 帯同して移住した世帯数（世帯）	0	0	0

2021年度増加分	2022年度増加分	2023年度増加分	2024年度増加分	ＫＰＩ増加分 の累計
447	447	549	0	2,337
3	3	3	0	15
45	45	45	0	210
894	894	894	0	4,470
0	145	145	0	290

５　地域再生を図るために行う事業

５－１　全体の概要

５－２の③及び５－３のとおり。

５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業

○　地方創生推進タイプ（内閣府）：【Ａ３００７】

①　事業主体

２に同じ。

②　事業の名称

・ふじのくに移住・就業支援事業

・地域創生起業支援事業

③　事業の内容

静岡県が地域経済への波及効果の観点から地域にとって重要な位置付けにあるものとして選定する中小企業等の魅力や求人情報を、県のマッチングサイト「しずおか就職net」により、東京圏からのUIJターン希望者に効果的に情報発信する。また、人口減少・超高齢化社会の進行に伴い、増大・多様化している社会的課題をビジネス手法により解決を目指す起業（Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業を含む）を支援する。さらに、移住・就業等を後押しするため、対象となる中小企業等への就業者等へ移住支援金を支給する。
起業支援金　上限200万円（補助率1/2）
移住支援金　単身：60万円／人、世帯：100万円／世帯
※なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

また、起業支援金の支給において、県で想定する社会的事業分野はＡに記した内容を踏まえ、①子育て支援②保健・医療･福祉の増進③防災･減災対策④まちづくり・地域活性化(Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野を含む）とする。

④　事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

静岡県では、行政が移住支援金の支給やマッチング支援の提供を行うために必要な全体的な整備や調整を行うことにより、人手不足に悩む地域の中小企業等への就職や、地域課題を解決する社会的事業の起業を促進するとともに、移住者に対する県全体の暮らしの情報提供や住まいの紹介等により、移住者を受け入れるのに適した環境整備を行う。その一方で、求人を行う地域の中小企業等は、市町や、商工団体、金融機関など他支援機関とのネットワークを活用しながら、東京圏の移住希望者にとって効果的な求人等を行うことにより、移住を促して人材を確保し、地域産業等の基盤を作る。

また、県は、起業支援事業の執行団体･支援機関として民間の産業支援機関を選定し、助成する。当該産業支援機関が有する支援ノウハウや、市町、商工団体、金融機関など他支援機関とのネットワーク、専門家派遣制度など既存の支援制度の活用などにより、各機関の強みを活かした相乗的な起業支援が期待できる。

【地域間連携】

静岡県では、県は県内全域を見渡す立場から、次のとおり就業・起業が促進されるよう全体的なスキームの調整を行う。
・マッチング支援事業では、静岡県の地域特性は各地域によって大きく異なり、人手不足分野が多岐にわたることから、地域の金融機関、商工会議所・商工会等と連携し、市町が経済状況や雇用状況等を踏まえ、推薦した法人を県が審査し、マッチングサイトに掲載する。
・起業支援事業では、起業者は市町等の支援を受けるなど、地域との連携を県独自の審査基準に追加し、地域課題解決型ビジネスの創業後の成功確率の向上を図るとともに、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画が未策定の市町に対して、本事業の実施をきっかけに創業支援環境の向上を促すことで、将来的に計画を策定し、持続的に地域で創業者を創出・育成する体制の確立を促進する。

その一方で、各市町は地域の事情をよく知る立場から、次のとおり地域の細かな実情に応じた業務を行う。
・移住支援事業及びマッチング支援事業では、移住支援金支給者の就業先となる具体的な企業の掘り起こしや、移住者に対する地域情報の提供と支援を行う。
・起業支援事業では、商工会、金融機関等との連携により実施している創業相談や創業セミナー等の創業支援事業、創業機運醸成事業等を通じて、本事業の周知や対象者の掘り起こしを行う。

このように県と市町がそれぞれの立場を活かして連携を行うことにより、地域全体での活力向上を実現する。

【政策・施策間連携】

静岡県は、移住支援金支給者の就業先として市町とともに市町の地方版総合戦略等を踏まえ法人を選定したり、起業支援事業において移住者による社会的事業の起業を促進したりすることにより、移住政策を地域における雇用の確保や産業振興へとつなげる。これにより、移住を単なる人口増加ではなく、地域活力の向上へと積極的に結び付ける仕組みとしている。

【デジタル社会の形成への寄与】

静岡県では、起業支援事業において、申請要件にデジタル技術の活用を追加し、本県が目指す誰もがデジタル化を受けられる豊かな共創社会の実現に向けて、キャッシュレス決済の導入やWeb予約システム、ECサイトによる販売等、場所や時間を選ばない新しい働き方や年齢・障害等のバリアが解消されたサービスの拡大により、デジタル技術を活用した創業の増加につなげていく。

⑤　事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

４の【数値目標】に同じ。

⑥　評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度　　9　　月

【検証方法】

産官学金労言の代表者等で構成する「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議」において、指標、事業効果について検証を行う。

【外部組織の参画者】

知事のほか、静岡県商工会議所連合会会長、市長会・町村会会長、ふじのくに地域・大学コンソーシアム理事長（静岡大学学長）、静岡県銀行協会会長、静岡労働局局長、静岡新聞社代表取締役などの産官学金労言の代表者に加え、子育て支援や男女共同参画推進に取り組むNPOの代表理事、女性起業家（代表取締役）、地域づくりに取り組む地元大学生などが参画。

【検証結果の公表の方法】

県民会議は公開により行い、県民会議での検証後、速やかに県ＨＰで資料を公表。

⑦　交付対象事業に要する経費

・　法第５条第４項第１号イに関する事業【Ａ３００７】

総事業費　2,380,169千円

⑧　事業実施期間

2019 年 4 月 1 日　から　2024 年 3 月 31 日まで

⑨　その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野は下記のとおり。

・保健・医療･福祉の増進
・子育て支援
・防災･減災対策
・まちづくり・地域活性化(Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野を含む)

５－３　その他の事業

５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

５－３－２　支援措置によらない独自の取組

（1）創業環境向上支援事業

ア　事業概要

(公財)静岡県産業振興財団への補助事業により、創業しやすい環境を整えるため、市町、商工団体、金融機関等を対象にした支援（創業支援機関ネットワーク会議の開催、資質向上のための担当者研修の開催、創業セミナー等の講師紹介、派遣等）を実施する。

イ　事業実施主体

静岡県、(公財)静岡県産業振興財団

ウ　事業実施期間

2020 年 4 月 1 日から　2024 年 3 月 31 日まで

（2） 該当なし

ア　事業概要

イ　事業実施主体

ウ　事業実施期間

年　　月　　日 から　　年　　月　　日 まで

（3） 該当なし

ア　事業概要

イ　事業実施主体

ウ　事業実施期間

年　　月　　日 から　　年　　月　　日 まで

６　計画期間

地域再生計画の認定の日　　から　2024　年　3　月　31 日まで

７　目標の達成状況に係る評価に関する事項

７－１　目標の達成状況に係る評価の手法

５－２の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

７－２　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

４に掲げる目標について、５－２の⑥の【検証時期】に７－１に掲げる評価の手法により行う。

７－３　目標の達成状況に係る評価の公表の手法

５－２の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。